

令和 8 年 滑川町農業委員会 第 3 回総会 議事録

召集月日	令和 8 年 3 月 16 日 (月)				
開 会	令和 8 年 3 月 25 日 (水) 午前 9 時 30 分				
閉 会	令和 8 年 3 月 25 日 (水) 午前 10 時 10 分				
議 長	北堀高茂	代理議長		仮議長	
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (13 名中 12 名出席、1 名欠席)					
1	杉田京子	出席	8	齋藤哲男	出席
2	飯塚久雄	出席	9	能見義夫	出席
3	赤沼 裕	出席	10	田幡只夫	欠席
4	北堀 高茂	出席	11	-	-
5	大嶋 剛	出席	12	井上茂昭	出席
6	吉田利好	出席	13	吉田 昇	出席
7	齋藤美津子	出席	14	贅田基司	出席
農地利用最適化推進委員 (9 名中 9 名出席、0 名欠席)					
下福田	小林 隆	出席	伊古	瀬上 勉	出席
上福田	小久保透	出席	中尾・水房	山下 武	出席
山 田	服部雅俊	出席	羽尾1	田島康男	出席
土 塩	杉田照秋	出席	羽尾2	矢島一男	出席
和泉・菅田	鈴木康夫	出席			
参 与 者			書 記	事 務 局	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第 1 により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員	12 番	井上茂昭	13 番	吉田 昇	

第 3 回 総 会 審 議 議 案

日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 10 号	農地法第 5 条（知事）について
日程第 3	議案第 11 号	令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について
日程第 4	議案第 12 号	滑川町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則について
日程第 5	議案第 13 号	農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について
日程第 6	議案第 14 号	農地法第 4 条（届出）について

顛 末

○開 会

事務局 皆さん、おはようございます。令和8年第3回の農業委員会総会を始めさせていただきます。本日の農業委員の欠席者は、10番田幡委員が欠席です。農地最適化推進委員の欠席はございません。最初に北堀会長より、ご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

会 長 令和8年度第3回の総会に忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。23日彼岸には熊谷で桜が咲き、滑川近辺も咲き始め、28日にさくらまつりとなります。今年は1週間ぐらい早いという話もあります。畑の草も生えてきて、私も畑の草をかりました。それから2月25日の総会の後、農業者との意見交換会では7年産水稻の作付け状況と病虫害派生状況、新品種暑さに強い米が出たのであちらこちらで宣伝していただいで取り組んでいただければと思います。まあ、次の日は、鳩山の文化会館で6年ぶりの令和7年度比企地区農業委員・農地利用最適化推進委員の集いにご参加いただきありがとうございます。この日の講師は、株式会社〇〇〇の技術顧問の□□□さんが行い参考になったかと思います。それから3月18日に谷津田米による日本酒のお披露目会がありました。私は農業委員会代表として参加しまして、3月23日は新聞にでました。小川町の松岡酒造、帝松そこで製造し滑川町で販売する予定です。好きな方がおりましたらご賞味いただければと思います。それから服部事務局長は3月いっぱい役職定年となります。服部事務局長さんには大変長くお世話になり滞りなく進めることが出来たので感謝いたします。役職定年でまだおりますのでまたいろいろご教授いただければと思います。本日提案された議案の慎重審議をお願いして会長の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

事務局 ありがとうございます。それでは総会を始めさせていただきます。滑川町農業委員会会議規則第4条で「会長は会議の議長となり議事を整理する」とございます。北堀会長に議長をお願いし

て進めて参りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長 滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせていただきます。只今の出席委員は、13名中12名であります。滑川町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しております。令和8年滑川町農業委員会第3回総会は成立をいたします。これより開会いたします。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9名中9名です。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は、担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号12番井上茂昭委員、議席番号13番吉田昇委員にお願いいたします。なお、会議書記は事務局の菅野主任にお願いいたします。以上で日程第1を終わります。

○議案審議

議長 日程第3議案第10号、「農地法第5条について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第10号「農地法第5条(知事)について」です。今月の申請件数は1件です。それでは議案書1頁、資料は議案第10号資料1-①から②と記載されているものになります。それでは説明致します。申請地は2筆、大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農業振興地域外の農地、411㎡。同じく字〇〇〇×××番×××、畑、農業振興地域外の農地、7.39㎡です。農地の区分は、市街化の区域等に近接する10ha未満の小集団農地であるため、第2種農地と判断致します。貸渡人は、滑川町大字〇〇〇×××番地×××、

□□□様です。借受人は、〇〇〇市大字〇〇〇×××番地の×××、□□□様です。転用事由ですが、使用貸借権 20 年を設定し、自己用住宅を建築する為、転用したいというものです。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。

3 番 4 班 3 番の赤沼裕です。班長は今日欠席しておりますので代わりに報告させていただきます。3 月 24 日午前 8 時から農業委員 3 名、農地利用最適化推進委員 2 名で申請地の現地確認を行いました。担当地区ですので私の方から引続き報告をさせていただきます。土地の所在については、事務局から説明のあった通りです。申請地の位置は、〇〇〇から町道×××号線を〇〇〇方面に向かって約×××km 行ったところを右折して約×××m 先の左側にあります。申請の内容は使用貸借権を設定し、畑を転用し、自己用住宅を建築するものです。申請の理由については理由書に基づいて説明いたします。現在〇〇〇市内の戸建て住宅に生活しておりますが、妻の親の介護のために戸建て住宅建築を計画しました。申請地は妻の実家の隣にあり、生活の手助けをするために行き来するにも都合がよく周辺の環境も良く、生活するには大変便利な場所だと思います。他に建築候補地として検討した土地は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番×××。これにつきましては希望の敷地面積に満たなかったため断念しました。〇〇〇町大字〇〇〇×××番×××。前面に〇〇〇があるため騒音等が気になり断念いたしました。現在居住している戸建て住宅は子供に譲りそのまま子供たちが住み続けます。以上の事情をご推察のうえ、なにとぞご許可いただきますようお願い申し上げます理由書といたします。以上のような内容です。申請地は近年住宅開発が進んでいる集落の中にある平坦な畑であります。雨水は浸透ます、浸透トレンチを設置して宅地内処理とし、雑排水については、最終マスから公共下水道へ放流する計画です。それから住宅建築に係る、土地利用計

画図や設計図資金計画書等も添付されており、確認しております。理由書にもありましたが、申請者の□□□さんは今後のことを考え、奥さんの実家の隣に住宅を建てることを希望しております。従いまして申請につきましては止むを得ないものであり、特に問題ないと考えます。以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ほかにございますか。

推進委員 ○○○担当の推進委員の□□□です。申請地は申請人の奥様の実家の隣になります。親の介護及び生活の手助けをするために行き来するにも都合の良い場所です。申請地は保全管理されてきました。雨水は宅地内処理を行うという事なので、雨水による周辺の農地の影響はないと思われまますので特に問題はないと思われまます。以上です。

議 長 ほかにございますか。

ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いいたします。

(委員より意見無し)

議 長 それでは無いようですので、申請の通り議案第 10 号番号 1 については許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 10 号は許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付いたします。

議 長 日程第 3、議案第 11 号「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第 11 号「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について」をご説明いたします。議案書は 2 頁、議案第 11 号資料になります。以前より農業委員会の活動は、その審議内容の透

明性を諮るため議事録を作成し、その活動や実施事業の状況についてもホームページ等で公表することが法律で定められています。また、実施状況の公表に当たり、目標の設定を3月末までに実施することとされているため、「令和8年度最適化活動の目標の設定等」を今回の総会で諮り、実施していくこととなります。各委員の活動評価については、この目標に対して行われ、新規集積面積、遊休農地の解消面積、最適化推進活動の日数等の実績に応じて評価し、公表することとなります。また、目標値の設定につきましては、農地利用最適化活動のガイドラインとなる「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づいて、算出しております。それでは、概要説明をさせていただきます。Ⅰ農業委員数の状況、1農業委員会の現在の体制は表のとおりでございます。2農家・農地等の概要については、4つの表がございますがそのうち、左から総農家数と基幹的農業従事者数と書いてある表は、農林業センサス（2020年版）ならびに耕地及び作付面積統計に基づいた数値となっております。次に認定農業者とある表は、直近の数値です。一番下の耕地面積ですがこちらは国が示す面積となっておりますが、遅れているため昨年と同様の数値としております。次の頁をご覧ください。Ⅱ最適化活動の目標 1の(1)農地集積①現状及び課題について、管内の農地面積は598ha、これまでの集積面積は204.7ha、現状の集積率は34.2%となっております。課題としましては農業従事者の減少、後継者不足などがあり農地の確保と有効利用を図ることが課題と考えております。②の目標については、県が基本方針において設定した目標を利用することとなっており、県の農業経営基盤強化促進法上の計画では15年度計画で56%が目標値となります。滑川町の農地面積に当てはめて計算すると、今年度の新規集積面積は16.28ha、集積面積（累計）は220.98haで目標の集積率は37%となります。(2)遊休農地の解消、①現状及び課題、表の現状では、1号遊休農地は113.59ha、その内緑区分54.13ha、黄色区分59.46haとなっております。課題としまして、農業従事者の減少、後継者不足、地

理的条件による遊休農地、とくに畑の担い手不足により有休農地が増えており、また、相続により県外所有者も増え、耕作管理が難しくなっていることが課題と考えております。②目標ア既存遊休農地の解消 a 緑区分の遊休農地の解消の目標面積は遊休農地面積の5分の1となっておりますので4.92haとなります。b黄色区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針としましては、解消に向けて町の部局並びに関係団体と12月までに協議を行うとさせていただきます。イ新規発生遊休農地の解消ということで7年度に新規発生した遊休農地4.22haとなっております。次の頁になります。(3)新規参入の促進①現状及び課題については、7年度に新規参入者は1経営体です。0.4haおよそ4,000㎡になります。こちらの課題も同様なものになりますが農業従事者の減少、後継者の不足等、青年就農者が少ない。このため新規参入がしやすいような対策情報提供が必要な課題と考えております。②目標、こちらでは新規参入者に貸付可能な農地の公表面積、直近3年間の権利移動面積の平均18.76haの1割以上としており、1.88haとなっております。新規就農者については、何人かお話しがありますが、立地条件等により計画が進まないことがしばしばございます。農業委員会、事務局協力し、マッチング、あっせん等行えればと考えております。今後、新規就農等、相談、情報があれば、事務局に情報共有していただければと考えます。

2最適化活動の活動目標(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、1人あたり月8日としております。農地パトロール等の目標として週2回の活動をお願いいたします。(2)活動強化月間の設定目標ですが、利用状況調査に合わせて5月、6月、7月を強化月間と設定しております。(3)新規参入相談会への参加目標として、11月の農業祭に農地相談ブースを設け、新規参入者確保のための活動を行うという設定をしております。こちらについては毎年行っております。以上が令和8年度最適化活動の目標の設定等になります。この内容でご承認いただければ、ホームページ等で公表をさせていただき、県等にも報告させていただき

ます。なお、その際、書き方等の調整が発生した場合については、事務局で微調整を行うことについてもご了解いただければと思います。説明が長くなりましたが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま事務局より詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

推進委員 ○○○地区推進委員□□□です。遊休農地の解消ですが、○○○あたりは色々な法律ががんじがらめになっていて、新しい人が住めない。住めないから年齢の高い人が多くなってしまふ。色々な施設もなくなってきて魅力も全然ない。そしてそこに若い人、私の息子がいたとしてもそこで何かしようという気がなくなっているのですね。そうすると畑や田んぼを保持しようという気が無くなってしまふ。周りの家のほとんどはそういうことが一つの要因だと思うのです。それが管理されていれば、最終的にはまとめるという事が出来ると思うのですが、今のままで行くと個人のところが少しでもやれるところが無くなってしまふ。全体にまとめようとしても大変な作業となってしまうので、その悪循環に陥っているのではないかとこの2年で見て思いました。その辺のところを大きな流れであると思うのですが、それをもっと分析して分析結果を町としてどうしていくかを考えていかないと、特に○○○の北側の遊休農地というのがどんどん増えて手が付けられない状態になるのだと思いました。個人でやれる範囲というのは法律の範囲でできないとなってしまうので、こういう場を借りて議事録に残るのであればもう少し考えて町が中心になっていただかないと出来ないと思いますので大きな流れの中で検討していただきたいと思います。以上です。

事務局 ご意見ありがとうございます。町でもいろいろ考えておりまして、吉田委員達にもお手伝いいただき、農業委員会の活動ではありませんが学校において生徒に農業体験をしてもらい、農家の魅力、町の魅力を伝える努力をしています。○○○さんが言う町の

魅力を増やし人口を増やしていけたらというのはわかりますが、難しいところであります。農政の方でも魅力ということで新しい取組で町のお酒ということで課長を始め、吉田委員にも関わっていただき進めております。今後も農業委員会、農政等で協力して調整区域においても人が集まるようには考えております。

事務局 補足します。〇〇〇さんのご意見ありがとうございます。そう言ったことを踏まえた中の話です。国の制度ですと中間管理ということで貸し借りが勝手には出来なくなってしまった。その辺の話地元農家の方に話していただくのが農業委員であり推進委員でございます。勝手にやってはいけないこともありますので、規制をしながら推進をするのにあたってこういうやり方があるよという事を農家の方に話してもらいたい。町がやるとかやらないでは無くて、皆さんでやらなくてはいけない。町だけでやれるものではないのでご協力お願いします。制度のことを農家の方も知らないという事もありますので、そういうのも教えていただきたい。また細かいところも解らないという事があれば農業委員会に行ってくださいという指導の方をしていただければと思います。国の方は高齢化や人口減があり農地を守らなければいけないという形で規制が多いです。そう言った中でせざるを得ないということでご理解いただきたいと思います。町の方も頑張っていますがいきわたらない部分もあります。農地中間管理事業が入ってしまったという事もございますので、今後いろいろな考え方もありますが頑張っていきながら皆さんとも協力していきたいと考えております。どうしていくべきかは、これからの課題と考えております。

推進委員 〇〇〇地区推進委員□□□です。現実的な数値を突き詰めていけば、特に滑川北地域の人たちの就農者の割合だけじゃなくて、就農している人の年齢、これは皆さんご存知だと思います。そこをもう一回再認識していただきどうするんだという事をもう少し広報等で上げていかないと数値のうえで人数はいるが、実質的にはいなくなるという事をもう少しアピールしたほうが良いの

ではないか。個人でやると言ってもその個人が 70 才 80 才の人たちになっていきます。次の世代はほとんど考えていない、考えられない。だからそれぐらい危機的な状況にあるということを法律により縛られているのではないかとということをもっと滑川町もアピールしていかないといけないと思います。

事務局 これからやるのにあたって、農業委員会だけでなく産業振興課、が話し合っていこうと思います。また、地域計画においても地域で考えるという事でいいという事になっていきますのでそこを踏まえながら農業委員・推進委員にもご協力いただきながらよろしくお願いいたします。

議長 他にはございますか。
(委員より意見無し)

議長 それでは無いようですので、この件について説明内容について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第 11 号については、承認とさせていただきます。日程第 3 は以上になります。

議長 日程第 4、議案第 12 号「滑川町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則」を議題と致します。それでは事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第 12 号「滑川町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則」。経緯につきましては、担当地区名称に月輪を追加という意見がありましたので本規則の改正といたしました。議案書は 3 頁、資料は議案第 12 号資料 1-①から③になります。①が規則の説明、②が改正後の規則全体になります。③が新旧対照表となっております。それでは概要を説明いたします。滑川町農業委員会の農地最適化推進委員の選任に関する規則（平成 29 年農委規則第 1 号）の一部を次のように改正する。別表中並びに第 1 号様式から第 3 号様式の中の「羽尾 1」の次に「・月輪」を加えるというものです。施行日については、公布の日か

らとさせていただいております。詳しい変更箇所ですが③の P1 の修正箇所は左側の下線のある・月輪です。②の規則全体の資料で言いますと P5 の表中羽尾 1・月輪地区のところになります。様式の改正については、同様ですので一括して説明させていただきます。③資料になりますが P2 様式第 1 号（第 5 条関係）、P4 様式第 2 号（第 5 条関係）と P6 様式第 3 号（6 条関係）ともに中段より下の※ 1 の注釈のところになります。資料②の改正後の規則ですと P6、P8、P10 となっております。また、みなみ野、都、駅前の月の輪もございしますが農地も少なく、羽尾 1・月輪地区に入っているという事で認識していただければと考えます。改正の説明は以上ですが、現状の規則のままでも問題なしという意見もあると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今、事務局より詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

議 長 それでは無いようですので、規則の一部改正について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、規則の一部改正については承認とし、今後の手続きを進めます。議案第 12 号の審議を終わります。日程第 4 は以上になります。

議 長 日程第 5、議案第 13 号「農地法第 3 条の 3 について」を議題といたします。事務局は説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第 13 号「農地法 3 条の 3 (相続等による権利移動) について」を説明いたします。議案書の 4 頁、議案第 13 号資料 1-①、②と記載されているものをご用意ください。今月の届出案件は 1 件になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第 3 条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明させていただきます。所在地は、大字〇〇〇字〇〇〇×××番、田、×××㎡外 4 筆、田畑合計×××㎡になります。位置につい

ては資料をご確認ください。届出者ですが〇〇〇市〇〇〇×××番地（相続人）□□□様です。届出事由は相続による所有権の取得によるものです。補足として受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いいたします。

（委員より意見無し）

議長 それでは議案第 13 号の質疑を終了いたします。日程第 6 は以上になります。

議長 日程第 4 議案第 14 号、「農地法第 4 条届出について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事務局より議案第 14 号「農地法 4 条(届出)について」をご説明いたします。議案書の 4 頁、資料は議案第 14 号資料になります。今月の届出案件は 1 件になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第 4 条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、説明をさせていただきます。所在地は〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農業振興地域外の農地、×××㎡になります。位置については資料をご確認ください。届出者ですが大字〇〇〇×××番地、□□□様です。届出事由は所有権により、駐車場として利用するため、転用したいというものです。補足として受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いいたします。

（委員より意見無し）

議長 それでは議案第 14 号の質疑を終了いたします。日程第 4 は以上になります。

議長 本日の総会に付議された議案は全て終了いたしました。それで

は、閉会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(委員より異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会、令和8年第11回総会
は、閉会することに決定いたしました。ご協力ありがとうございました。

事 務 局 北堀会長、議事進行お疲れ様でした。委員の皆様におかれま
しても慎重審議をありがとうございました。それでは総会を終了さ
せていただきますので、杉田職務代理より閉会のごあいさつをお
願いいたします。

職務代理 私の頭の中に童謡で、山の畑の桑の実を小籠に摘んだはまぼろ
しかという唄があるのですが、私の住んでいるところの山もみんな
桑畑となっています。そういうのが桑畑のまま残っているが現
在の課題かなと思いますので、解消していければと思います。

本日はたくさんの議題がありました。慎重審議ありがとうございました。お世話になりました。以上を持ちまして第3回総会を
閉会といたします。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和8年4月24日

議 長 北堀 高茂

署名委員 井上 茂昭

署名委員 吉田 昇